

地方独立行政法人名張市立病院役員報酬等規程

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人名張市立病院（以下「法人」という。）の理事長、副理事長、理事及び監事（以下これらを「役員」という。）の報酬等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(役員の報酬)

第2条 役員の報酬は、次の各号に定めるところにより支給する。

- (1) 常勤役員 基本報酬、通勤手当及び賞与
- (2) 非常勤役員 非常勤役員手当

2 前項の規定にかかわらず、地方独立行政法人名張市立病院職員の給与に関する規程（以下「給与規程」という。）又は地方独立行政法人名張市立病院有期雇用職員の給与に関する規程の適用を受ける職員（以下「職員」という。）が役員を兼ねるときは、役員の報酬については支給しない。

(報酬の支給日)

第3条 役員の報酬の支給日は、別に定める場合を除き、給与規程第4条の規定の例に準じる。

(基本報酬)

第4条 常勤役員の基本報酬の月額は、次の各号に掲げる役員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。

- (1) 理事長 90万円
- (2) 副理事長 79万円
- (3) 理事（医師） 63万円
- (4) 理事（医師以外） 55万円

2 前項に定めるもののほか、診療業務に従事する常勤役員には、医師手当として15万円（理事長又は副理事長にあっては、20万円）を支給する。

(通勤手当)

第5条 常勤役員の通勤手当の額及び支給に関しては、職員の例による。

(賞与)

第6条 賞与は、毎年6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤役員に対して支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した場合も同様とする。

2 賞与の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した役員にあっては、退職し又は死亡した日現在）において当該役員が受けるべき基本報酬の月額に100分の120を乗じて得た額に、6月に支給する場合においては100分の165、12月に支給

する場合においては100分の185を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6月 100分の100
- (2) 5月以上6月末満 100分の80
- (3) 3月以上5月末満 100分の60
- (4) 3月末満 100分の30

3 前2項の規定にかかわらず、役員が懲戒処分相当の行為をしたとき又は職員の不祥事等において役員の監督責任を問うべきものと理事会が判断した場合には、賞与の全部又は一部を支給しないことができる。

4 前3項に規定するもののほか、賞与の不支給、一時差止処分その他賞与の支給に関しては、職員の例による。

(日割計算)

第7条 新たに常勤役員となった者には、その日から基本報酬を支給する。

2 常勤役員が退職し、又は解任された場合には、その日までの基本報酬を支給する。

3 常勤役員が死亡により退職した場合には、その月までの基本報酬を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により基本報酬を支給する場合における日割計算の方法については、職員の例による。

(非常勤役員手当)

第8条 非常勤役員手当は、日額3万円とする。

2 非常勤役員の通勤に要する費用の相当額は、費用弁償とし、職員の旅費の例に準じて支給する。

(報酬の支払方法)

第9条 役員の報酬は、当該役員の本人名義の預貯金口座への振込の方法により、その全額を支払うものとする。ただし、法令等に基づき役員の報酬から控除すべき金額がある場合は、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

(端数の処理)

第10条 この規程により計算した報酬の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(退職手当)

第11条 役員の退職手当については、地方独立行政法人名張市立病院役員退職手当規程に定めるところによる。

(その他)

第12条 役員の報酬等（退職手当を除く。）の支給については、この規程に定めるもののほか、給与規程の例による。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において名張市の職員であって、施行日に法人の役員となったものについて、令和7年12月に支給する賞与の算定をする場合においては、基準日以前6月以内の期間における名張市の職員としての期間は、第6条第2項の在職期間に算入する。

(令和7年度から当面の間の賞与の額の特例)

3 理事長に対して支給する賞与の額は、令和7年度から当面の間に限り、第6条第2項の規定により計算した額から当該額の100分の30に相当する額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

附 則

この規定は、令和7年12月1日から施行する。